

神戸市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第57号

神戸市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

神戸市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成24年3月規則第52号）の一部を次のように改正する。

第22条の見出し中「助成金支給書類等」を「助成金支給書類」に改め、同条第1項を次のように改める。

条例第28条第1項（条例第31条において準用する場合を含む。）の規則で定める提出書は、様式第19号によるものとする。

第22条第2項中「第28条第3項」を「第28条第2項」に改める。

第23条の見出し中「仮認定申請書」を「特例認定申請書」に改める。

様式第14号中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

様式第15号中「仮認定の」を「特例認定の」に、「仮認定を」を「特例認定を」に、「仮認定取消」を「特例認定取消」に改める。

様式第17号中「仮認定」を「特例認定」に改める。

様式第18号中「仮認定」を「特例認定」に、「提出します」を「提出します。」に改め、「(その金額が200万円以下の場合に限る。)」を削る。

様式第19号中「仮認定」を「特例認定」に改める。

様式第20号を次のように改める。

様式第20号 削除

様式第21号中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に、「仮認定を」を「特例認定を」に、「仮認定の」を「特例認定の」に改める。

様式第22号中「仮認定」を「特例認定」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は，平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）による改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧法」という。）第44条第1項の認定又は旧法第58条第1項の仮認定を受けている特定非営利活動法人によるこの規則の施行の日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧法第54条第4項（旧法第62条において準用する場合を含む。）の書類に係る提出書については，なお従前の例による。